

河川堤防および高水敷の維持管理協定

第1条（目的）

本協定は、河川管理施設であり、地域の防災施設である堤防および高水敷が良好に維持管理され、その機能が適正に維持されるよう、姉川の管理者である滋賀県知事國松善次（以下「甲」という。）と長浜市今町自治会（以下「乙」という。）が必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（対象区域）

本協定の対象とする区域は、長浜市今町地先の姉川左岸の堤防表法面および、高水敷とし、別図に示す区域とする。（以下「区域」という）

第3条（管理区分）

甲は、区域に自生する竹木等の伐採、除根を行う。乙は、工事完了後、区域において、以後に自生する竹木の伐採、除根ならびに除草、散在性ゴミの収集等の維持管理を行う。ただし、堤防の機能を維持する上で、甲が自ら管理すべきものと判断する場合は、この限りでない。

第4条（費用負担）

乙が行う維持管理に要する費用は、乙の負担とする。ただし、この協定は、乙が県の実施する補助金を請求することを妨げるものではない。

第5条（雑則）

この協定に定めない事項、または疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、誠実に履行するものとする。

平成17年 1月17日

甲 河川管理者
滋賀県知事
國松善次



乙 長浜市今町自治会長
中川武司



